

栗山町若者移住促進事業

民間賃貸住宅家賃助成事業 Q&A

No.	内 容
助成対象者について	
1	<p>Q : 助成対象者の要件である年齢40歳未満や中学生以下の子と同居というのは、いつの時点が基準になりますか？</p> <p>A : 賃借した住宅に居住した日、つまり住民登録をされた日(転入日)において判断します。</p>
2	<p>Q : 助成対象者の要件である町内事業所に勤務する正規雇用というのは、どのように確認をするのですか？</p> <p>A : 正規雇用の確認については、勤務する事業所から発行される勤務形態の証明により、確認をいたします。 なお、転入された時点では正規雇用でない場合でも、正規雇用となる見込みの方も勤務先の証明により申請できます。</p>
3	<p>Q : 申請者と賃貸借契約の賃借人と違って対象となりますか？</p> <p>A : 本事業は町外に居住されている方が、町内の民間賃貸住宅を借りて、町内に居住される場合に賃借料の一部を助成するものですので、賃貸借契約の賃借人で、家賃を支払っている方が対象となります。賃借人が異なる場合は対象となりません。</p>
4	<p>Q : 現在、家族が私名義で借りている町内のアパートに住んでいて(栗山町に住民登録)、私は勤務の都合で町外に居住しています(町外に住民登録)。今回、町内の事業所に勤務することになり、町内の別なアパートに私も含めて家族で引越すことにしました。対象となりますか？</p> <p>A : 本事業は、町外に居住されていた方が町内の民間賃貸住宅を借りて、居住されることが要件となりますので、助成を受けられる方が民間賃貸住宅を借りて、居住されるのであれば、同居される家族の方が町内に居住されていたとしても、対象となります。 なお、転入される方が転入日前3年間において、町内に居住されている(栗山町に住民登録)と対象にはなりません。</p>

No.	内 容
5	<p>Q : 現在、町外に住んでおり、今回、民間賃貸住宅を借りて、栗山町に居住しようと思いますが、半年前に栗山町に住んでいました。対象となりますか？</p> <hr/> <p>A : 転入日前3年間は栗山町に居住していないことが要件となりますので、対象にはなりません。</p>
6	<p>Q : 平成27年4月10日に町内のアパートを借りて、町外から引っ越して家族が居住しました。住宅の賃借人である私は1年後に居住する予定ですが、対象になりますか？</p> <hr/> <p>A : 住宅を借りた方が居住することが要件となりますので、対象となりません。 なお、1年後にあなたが居住され、転入時において、他の対象者要件を満たす場合は対象となります。</p>
助成対象住宅について	
7	<p>Q : 対象となる住宅を教えてください。</p> <hr/> <p>A : 対象となる民間賃貸住宅とは、町内にあるアパートや借家などです。 公営住宅や町営住宅、社宅など事業者から貸与されている住宅、社員寮、3親等以内の親族が所有している住宅は対象になりません。</p>
8	<p>Q : 親が経営するアパート等は対象となりますか？</p> <hr/> <p>A : 申請者の3親等以内の親族が所有・経営するアパートや借家は対象となりません。</p>
助成金額・助成方法・助成期間について	
9	<p>Q : 助成金額の算出方法について教えてください。</p> <hr/> <p>A : 月額助成額は次の算式で算出した額になりますが、単身世帯は月額1万円、 単身以外の世帯は月額2万円が助成限度額となります。 $(\text{月額家賃} - 2\text{万円} - \text{住宅手当}) \times 1/2 = \text{月額助成額}$ (千円未満切捨) ※月額家賃には共益費・管理費・駐車場使用料を含まない。</p>

No.	内 容
10	<p>Q : 助成金はいつ、どのようにしてもらえますか？</p> <hr/> <p>A : 助成金は、毎年5月と11月の年2回、家賃の支払実績に基づき交付します。ただし、最初の1回目の交付につきましては、転入日から1年経過した以降の直近の支払月に交付することになります。交付の方法は、交付決定額の2分の1の額(千円未満切捨て)は「くりやまギフトカード」で、残額は指定された口座に振り込みいたします。</p>
11	<p>Q : 助成期間について教えてください。</p> <hr/> <p>A : 助成期間は、転入した月の翌月から36ヶ月間となります。ただし、転入日から1年以内に助成対象住宅に居住しなくなった場合や町内事業所に勤務しなくなった場合は助成の決定が取り消され、助成を受けることができません。(ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は継続されます)また、転入日から1年を経過した以降に居住しなくなった場合や町内事業所に勤務しなくなった場合は、該当しなくなった日の属する月までに支払った家賃が助成の対象となります。(ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は継続されます)なお、いずれの場合も変更申請が必要となります。</p>
12	<p>Q : まだ助成金を受けることができる期間ですが、手狭になったので違うアパートに引っ越し、家賃も高くなりました。助成金はどうなりますか？</p> <hr/> <p>A : 助成資格決定を受けた民間賃貸住宅と別な民間賃貸住宅に引っ越しをした場合には変更申請をしていただき、助成対象住宅の要件を満たす住宅であれば、変更となった家賃で助成額も計算され、助成を受けられます。</p>
13	<p>Q : 勤務している事業所から支給される住宅手当の額が変更となりました。助成金はどうなりますか？</p> <hr/> <p>A : 勤務先から支給される住宅手当の額が変更となった場合、交付申請書を提出する際に添付する「雇用形態及び住宅手当支給証明」(事業所で証明)で、変更となった支給額で証明されますので、その額で助成金は計算されることとなります。</p>

No.	内 容
申請等手続きについて	
14	<p>Q : 交付申請から助成を受けるまでの手続きについて教えてください。</p> <hr/> <p>A : 申請から交付までの基本的な流れは、民間賃貸住宅の契約を締結され、栗山町に居住された後(栗山町に住民登録)に、助成資格申請書を提出し、まずは助成資格及び助成予定期間の決定を受けていただきます。なお、助成資格申請書は転入日から3ヶ月を超えると申請できなくなりますので、3ヶ月以内に行ってください。 その後、転入日から1年以上経過した直近の支払月(5月・11月)の前月までに交付申請書を提出していただきます。 町では申請内容を審査し、交付額を決定し、助成金の交付を行います。 交付申請は助成期間中の支払月の前月までに毎回行っていただくこととなりますので、忘れずに行ってください。</p>
15	<p>Q : 交付申請時の添付書類や確認されることについて教えてください。</p> <hr/> <p>A : Q14のとおり、助成期間中、年2回の支払月(5月と11月)の前月までに交付申請をしていただくこととなりますが、その際、住宅の貸主に証明してもらう「家賃支払額証明書」か、もしくは「支払った家賃の額が確認できる書類」添付していただき、家賃の支払い実績などを確認させていただきます。 なお、家賃に未納があった場合は、未納だった月の家賃については助成はされないこととなります。また、助成資格申請時に提出いただいた同意書に基づいて、申請された方と同居されている家族の方の住民登録の状況や町税等の滞納の有無についても確認させていただきますので、町税等の滞納があった場合については、家賃を支払っていたとしても、助成はされませんので、ご注意願います。</p>
16	<p>Q : この助成金に税金はかかりますか。</p> <hr/> <p>A : 助成金は雑所得であり、税の申告が必要となります。</p>